

## 秋田公立美術大学名誉教授称号授与規程

平成25年4月1日  
規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条および秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第12条第2項の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 名誉教授の称号の授与は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、選考に基づき行う。

- (1) 本学の発展に特に寄与した者
- (2) 本学の学長又は副学長として特に功労が顕著であった者
- (3) 本学（秋田公立美術工芸短期大学条例を廃止する条例（平成24年秋田市条例第95号）による廃止前の秋田公立美術工芸短期大学条例（平成6年秋田市条例第25号）第1条の秋田公立美術工芸短期大学を含む。第3条において同じ。）の教授として15年（1年未満の端数がある場合には、7月未満を切り捨て、7月以上を1年に切り上げるものとする。）以上勤務し、教育研究上又は学術上の功績が顕著であった者
- (4) 前号に規定する勤務年数にかかわらず、本学の教授として勤務し、教育研究上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(勤務年数の加算)

第3条 本学の教授として5年以上勤務した者については、前条第3号に規定する勤務年数として、次の各号に掲げる勤務年数の区分に応じ、当該各号に定める年数を加算することができる。

- (1) 本学における勤務年数 准教授としての勤務年数の2分の1および専任講師としての勤務年数の3分の1

(2) 本学以外の大学又は短期大学における勤務年数 学長としての勤務年数、教授としての勤務年数の2分の1、准教授としての勤務年数の3分の1および専任講師としての勤務年数の4分の1

(3) 大学の教授と同等の資格を有すると認められた教育機関、研究機関等の職としての勤務年数 当該勤務年数の2分の1

(推薦)

第4条 副学長、学部長又は研究科長は、第2条第3号又は第4号に該当する者として、名誉教授の称号を授与することが適当であると認めるときは、学長に推薦するものとする。

(選考)

第5条 学長は、前条の規定による推薦があった場合又は第2条第1号および第2号に該当する者がある場合は、教育研究審議会において審議の上、名誉教授の称号の授与を決定するものとする。

(称号の授与)

第6条 名誉教授の称号の授与は、別に定める辞令書を交付して行う。

(礼遇)

第7条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学において、諸式典および重要行事への招待、諸施設の使用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(称号の取消し)

第8条 学長は、名誉教授の称号を授与された者にその榮譽を汚す行為があり、その者が称号を保持することが適当でないと認めるときは、教育研究審議会の議を経て称号の授与を取り消し、辞令書を返付させるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規程第12号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規程第6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。